

危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書 添付図書等

【譲渡の場合】

登記簿謄(抄)本の写し。

また、登記簿謄(抄)本等でなくとも、売買、譲渡等の所有権の移転を証明する契約書の写し。

※**譲渡**とは、売買、贈与等により所有権が移転することをいう。

【引渡の場合】

引渡の行為を明確に立証し、判断できるもの。

例：当事者の連名捺印したもの

※**引渡**とは、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転(民法上の占有移転がある場合)すること。また、危険物施設の設置使用権原が所有権以外の他の本権(地上権、地役権等)にある場合で本権が移転したとき等をいう。